

[事案 2023-230] 失効取消請求

・令和6年9月2日 裁定不調

<事案の概要>

保険料の口座振替不能通知が未達であることを理由に、失効取消を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年6月に契約した医療保険について、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1) 令和5年1月末に、1月分の保険料が預金残高不足により振替不能となったが、保険料振替不能の連絡のはがきが保険会社から届いておらず、代理店からも督促を受けていない。
- (2) 令和5年2月末に、1月分および2月分の保険料が預金残高不足により振替不能となったが、保険料支払猶予期間内に払い込むようにとの要請が行われていないため、無催告失効条項は無効である。
- (3) 払込期間があと4年というところで失効となり、このような保険の場合は、失効や復活の拒否については特に慎重な対応が求められると思われる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に対し、再請求のお知らせを令和5年2月に発送しており、郵便局からの返送もないこと、その後の郵便物については届いていることからすると、再請求のお知らせが申立人に届いていないということは考え難い。
- (2) 当社は、失効前に支払猶予期間を設けるなど、保険料未納により失効となることを回避するための仕組みを整えているため、本契約にかかる約款の無催告失効条項は無効ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および代理店担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、代理店に対し、保険料が振替不能となった場合に連絡するシステムを提供しているものの、契約者へ連絡する義務は課してはいないとのことであったが、より確実に契約者に伝わるような丁寧な対応を行うことが望ましかったと思われる。